令和８年（フ）第４９号
兵庫県加古川市平岡町新在家1069番地　ヴィラナリー加古川101号
破産者　中村　　修
１　破産債権の届出期間　令和８年９月11日まで
２　一般調査期日　令和８年11月27日午前10時20分
令和８年８月７日　神戸地方裁判所姫路支部

令和７年（フ）第２２２６号
札幌市中央区南10条西７丁目７番16―204号
破産者　佐久間　均
１　破産債権の届出期間　令和８年９月14日まで
２　一般調査期日　令和８年10月27日午前11時
令和８年８月６日
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１３５号
（住民票上の住所）熊本市中央区出水６丁目43番160号　ブルック出水101号
破産者　坂西　智子
１　破産債権の届出期間　令和８年９月17日まで
２　一般調査期日　令和８年11月11日午後１時15分
令和８年８月５日
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和７年（フ）第５９２号
熊本県合志市栄69番地、開始決定時の住所熊本市北区鶴羽田１丁目14番23―1101号
破産者　佐々木竜一
１　破産債権の届出期間　令和８年９月18日まで
２　一般調査期日　令和８年10月29日午前10時
令和８年８月７日
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和７年（フ）第４５２号
北九州市小倉南区石田町１番19号
破産者　株式会社総建企画
１　破産債権の届出期間　令和８年９月24日まで
２　一般調査期日　令和８年10月28日午後２時
令和８年８月５日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第２５３号
さいたま市岩槻区本丸三丁目23番17号
破産者　株式会社ＡＤＥＬＥ　ＰＥＴＳ
１　破産債権の届出期間　令和８年９月25日まで
２　一般調査期日　令和８年11月４日午後２時10分
令和８年８月６日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第７５１号
岡山市南区並木町二丁目13番24号
破産者　株式会社白石工事
１　破産債権の届出期間　令和８年10月５日まで
２　一般調査期日　令和８年11月11日午前10時30分
令和８年８月６日
岡山地方裁判所第３民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

令和８年（フ）第１６８号
宮崎市高岡町下倉永1200番地72
破産者　中村ちはる
異議申述期間　令和８年９月18日まで
令和８年８月７日　　宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１６９５号
大阪市生野区巽南１丁目４番５―404号
破産者　間瀬　健夫
異議申述期間　令和８年10月１日まで
令和８年８月６日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１７５５号
大阪市東成区大今里南３丁目10番19号
破産者　レグルスこと　杉本　敬二
異議申述期間　令和８年10月１日まで
令和８年８月６日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１８４３号
大阪府豊中市清風荘１丁目４番７号
破産者　ＬＩＢ株式会社
異議申述期間　令和８年10月１日まで
令和８年８月６日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１８４４号
大阪府豊中市庄本町２丁目７番１―211号
破産者　吉田　拓也
異議申述期間　令和８年10月１日まで
令和８年８月６日
大阪地方裁判所第６民事部

免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第１４８号
愛媛県西条市玉津１－２（西条刑務支所）、住民票上の住所香川県仲多度郡まんのう町羽間2421番地２
破産者　秋山香壽子（旧姓道久）
免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
令和８年８月７日
高松地方裁判所民事部破産・再生係

特別清算開始

令和８年（ヒ）第３号
茨城県鹿嶋市大字粟生3288番地
清算株式会社　アスカ物流株式会社
代表清算人　平山　貴仁
１　決定年月日　令和８年７月30日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
水戸地方裁判所麻生支部

令和８年（ヒ）第２０３４号
東京都千代田区麹町３丁目３番地ＫＤＸ麹町ビル４階
清算株式会社　株式会社アディオ
代表清算人　高　橋　智　礼
１　決定年月日　令和８年８月３日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第２０部

特別清算終結

令和８年（ヒ）第２００５号
東京都千代田区神田淡路町１丁目19番地　白須ビル１F
清算株式会社　株式会社大江戸商事
１　決定年月日　令和８年８月３日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第２０部

再生手続開始

令和８年（再）第１号
千葉市花見川区大日町１４３５番地３
再生債務者　桂製罐株式会社
１　決定年月日時　令和8年7月31日午後5時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和8年9月4日まで
４　再生債権の一般調査期間　令和8年10月23日から令和8年10月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

再生債務者の株式の取得等を定めた再生計画案の提出の許可

令和７年（再）第３号
愛媛県四国中央市川之江町８２６番地
再生債務者　丸住製紙株式会社
決定の要旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。
１　再生債務者の株式取得に関する定め
(1) 再生債務者が取得する株式の数　再生計画認可決定の確定前における全ての発行済株式　２４００万株
(2) 再生債務者が上記(1)記載の株式を取得する日　会社法の手続による募集株式と引き換えにする金銭の払込期間（再生計画認可決定確定の日から５か月）において募集株式の引受人が最初の出資をした日
なお，再生債務者が取得した株式は，取得後全て消却する。
２　資本金の額の減少に関する定め
(1) 減少する資本金の額　金１２億円
(2) 資本金の額の減少がその効力を生ずる日　会社法の手続による募集株式と引き換えにする金銭の払込期間（再生計画認可決定確定の日から５か月）において募集株式の引受人が最初の出資をした日
令和８年７月２７日
東京地方裁判所民事第２０部

再生手続終結

令和５年（再）第６８号
川崎市川崎区池田一丁目４番５号
再生債務者　株式会社コクサイテクノ
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画の遂行
令和8年8月3日
東京地方裁判所民事第２０部